平成２９年（フ）第７４３号
福岡市南区曰佐３丁目21番20号
債務者　澤田　裕之
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平嶋　瑠理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８０５号
福岡県筑紫野市大字天山656番地３
債務者　石内　秀樹
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋嶋　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８１８号
福岡県大野城市東大利３丁目５番12―224号、前住所福岡県筑紫野市美しが丘南７丁目１番地４
債務者　田中　涼太
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３３９号
大阪市中央区瓦屋町２丁目12番15―610号
債務者　竹村　修二
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　芳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９号
北海道虻田郡倶知安町北７条東４丁目２番地８
債務者　土橋　果幸
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第５２７号
さいたま市岩槻区大字金重317番地１　コーポＳＫ　205号
債務者　上村　義男
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５３４号
埼玉県上尾市大字原市4293番地１　シティハイツ川瀬201
債務者　仲田　佳菜
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５４７号
埼玉県川口市東川口４丁目28番37号　ユーハイムＢ　201号
債務者　永塚希美恵
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６９１号
さいたま市大宮区桜木町４丁目589番地２　原田マンション101号
債務者　岡部泰治郎
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６９２号
さいたま市大宮区桜木町４丁目589番地２　原田マンション101号
債務者　岡部　晴子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２９号
埼玉県八潮市大字古新田551番地１　落合方、旧住所千葉県野田市みずき２丁目20番地の57
債務者　鈴木　昌則
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
千葉県香取市小見川1448番地１　ビューラハウス103
債務者　八重樫裕太
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第１７９号
愛知県西尾市一色町味浜屋敷割36番地３　ベルメゾン　103号
債務者　吉谷　佳世（旧姓浅田）
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
愛知県豊田市高岡町初頭14番地１　フレンド101号、前住所愛知県知立市中山町神狭間７番地１
債務者　金澤　大海
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第９９号
大阪府岸和田市春木旭町12番３―703号、申立時の住所大阪府岸和田市小松里町2464番地パインハイツ204号
債務者　瀬﨑千惠子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２２７号
大阪府泉佐野市長滝836番地の１　セジュール大長203
債務者　枡野　順一
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
大阪府岸和田市包近町691番地の２、前住所大阪府岸和田市小松里町501番地フジコー小松里110号
債務者　浅井　　学
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係